

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 17 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01412

研究課題名(和文) 多様な家族と面会交流制度のあり方—社会調査に基づき考察する子どもの権利—

研究課題名(英文) Family Diversity and Child Contact System: Thinking Children's Right Based on the Social Research

研究代表者

高田 恭子 (Takada, Kyoko)

広島大学・人間社会科学研究科(社)・准教授

研究者番号：70569722

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：英国実地調査を行い(2019年)、その成果として、英国子ども交流センター全国協会所長のElizabeth Coeを招聘し、国際学会(台湾)でワークショップ(WS)と、公開シンポジウムを開催し、その内容を翻訳して公表した。

面会交流実態調査として、Web調査(2019年度準備、2020年度実施・中間報告、2021年度分析の公表)とヒアリング調査(2021年度)を実施し、ゲストを招聘して学会学術大会でWSを開催した。学際研究協力者を加えた拡大研究会(2020年、2021年開催)では、学際的に考察を深め、面会交流制度のあり方を検討するために必要な課題を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本課題研究では、英国の面会交流支援制度の展開を、実地の関係する諸機関を訪問することで多角的に検討し、英国における面会交流支援の制度構築を実態レベルで日本において紹介することができた。また、社会学の研究者との共同研究により、法的取り決め後の経緯を別居後5年以上経過する親子の実態調査を行い、分析することで、法制度整備にはさらなる実態調査が必要であることを明らかにした。将来にわたる親子支援を可能にする法制度を検討するために、実態把握のための社会学、家族構成員全員の福祉を検討するための福祉学や心理学、医学などの視座に立ち、実質的に学際的な検討が必要であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： In 2019, we conducted research at th related institutions in the United Kingdom and then, we invited Elizabeth Coe, the director of the National Association of Child Contact Centres in the UK and held a workshop at an international conference in Taiwan as well as an open symposium in Tokyo. The contents of the symposium were published after they were translated into Japanese.

As for the survey of the actual conditions of children-parents situation after divorce in Japan, we conducted a Web survey (preparation in FY2019, implementation / interim report in FY2020, publication of analysis in FY2021) and a hearing survey (FY2021). We held workshops at academic conferences to report the survey results. I organized the expanded research meetings (in 2020 and 2021), which included interdisciplinary research collaborators, and there we discussed the related issues from cross-disciplinary perspectives and clarified our next steps to further examine the child contact system.

研究分野：民法・家族法

キーワード：面会交流 離婚 親子法 子どもの権利 多様な家族 実態調査 英国法

1. 研究開始当初の背景

2011年に「面会交流」が「養育費」とあわせて条文に明記され、家庭裁判所における実務は、審判のみならず調停を含めて「面会交流原則実施」であるが、日本では、協議離婚が離婚全体の約9割を占めている。そのようなことから、実体法である民法が、一般的な法原理を示すものであるとされるのに対し、裁判所で争われる事案は、父母間に極めて高い葛藤が存在している案件のみであり特殊な場面であることを理解し、その一般的な原則を示すものとして検討するだけでは不十分で、紛争処理の基準となる法制度のあり方として検討される必要がある。困難事例の把握を目的として、政府のプロジェクトにより、委託して実施する相談事業の記録を元にケース収集が行われたが、それは困難事例の一部にすぎず、面会交流の実態は全く把握されていないといえる。また、面会交流、すなわち離婚後の親子の関係はその後長期に継続するところ、争い出された結論（合意や審判）がその後の親子にどのように作用したのかの実態も明らかにされていない。加えて、面会交流を巡る賛否の議論が「子どもの権利」や「安全確保」を前提にしているにも拘わらず、解決に向けた動きへとつながらない背景には、安全性を図る司法手続の不備と、合意の設定のみでなら実施に向けた支援がなされず、困難に直面している当事者の現状がある。そして何よりも、なぜ原則実施なのか説得力のある説明や議論の不在が、根源的な問題としてあるようにも思われる。

研究代表者が研究してきた英国においても同様の課題が顕著にあり、それを克服するために制度整備がなされてきている。英国を含めた諸外国の制度紹介はなされているが、その運用状況や制度整備の具体的課題については明らかにされてこなかった。

以上のことから、社会調査を通じて高葛藤事例のみならず、多様な家族における面会交流の実態を把握することの必要性があると考えた。また、面会交流の課題は、子どもの権利実現の観点から明らかにされる必要があり、先駆けてなされた英国での法整備と運用のあり方を検討することによって、日本における制度構築にむけて提言を行うことが可能になると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、研究代表者がこれまで実施してきた英国における面会交流の法整備の状況を、運用レベルにおいて調査し検証することに加えて、日本の現状を把握するための社会調査を実施し、そこから導き出される子どもの権利実現にむけた課題を分析し、英国制度の調査研究結果を参照して、必要な法整備の実現にむけた提言を行うことを目的とした。その際に、これまで法制度が前提としていた権利義務関係のあり方を根本的に見直し、実態調査から当事者に必要なニーズを適切に捉えて、子どもの権利を実現するための面会交流制度の構築を目指した。

3. 研究の方法

本研究は、①面会交流に関する量的調査（家族社会学者である研究分担者を中心として、研究代表者および法実務家（弁護士）によりチームを構成）、②量的調査ではカバーできない当事者が直面する課題やニーズを把握するための質的調査（研究協力者として家族社会学者、心理学者、法実務家、他の家族法専門家によるチームを構成）、③英国における面会交流事業の実地調査を含む面会交流制度の研究、④社会調査に基づく子どもや家族構成員のニーズや必要な支援等の検討（共同）、⑤子どもの権利実現のための面会交流のあり方の検討（主な担当者：高田）、により構成して実施した。また、2020年度に実施したWeb調査において、さらに規模を拡大した調査が必要になると考え、今後の大規模調査に備えて、量的調査を専門とする社会学者、児童福祉学者、心理学者、法実務家、他の法学者をメンバーとする拡大研究会を設けて本研究を遂行することとした。

4. 研究成果

(1) 英国を対象とした比較法制度研究

英国の実地調査を、2019年9月および10月の2度にわたり実施した。調査では、面会交流支援の実態を調査するために、英国子ども交流センター全国協会を訪問して、全国協会内の運営状況や内部の運営について細かく聞き取りを行い、また、同全国協会が実施している面会交流支援団体の認証制度について、その手続きや研修内容等について教示していただくとともに、実際の認証のための団体ヒアリングに同行させていただき、どのように支援団体の質を確保しているかについて具体的に調査を行った。また、別居親となる母親を支援する団体「Match Mothers」の運営者と面談し、英国における別居親である母親が置かれている状況や、同団体が行っている母親支援およびホットラインについて教示していただいた。別居親の父親の団体である「Children Need Fathers」およびDV被害者救済の英国最大の団体「Women's Aid」の訪問調査も実現した。Women's Aidでは、地域における具体的な支援者支援の実情や運営状況について

調査することができた。加えて、英国子ども交流センター全国協会の総会に出席させていただき、各地の子ども交流センター運営者や子ども交流センターと協力関係を築く家庭裁判所裁判官、DV 被害者救済機関、被虐待児保護機関、父親団体と意見交換し理解を深めることができた。

英国における面会交流支援制度の研究の成果として、台湾で開催された国際学会 the 4th World Conference of Women's Shelters in Taiwan において “Global Experiences regarding Children: Child Contact and Protection from DV” をテーマにワークショップを企画して開催した。ワークショップには、台湾の DV 制度構築に貢献してきた Fran Gau と元英国子ども・家庭裁判所助言支援機関 (Cafcass) ディレクターであり英国子ども交流センター全国協会所長の Elizabeth Coe, 日本北海道シェルターネットに報告をお願いし、研究代表者も、コーディネートを担当するとともに “Global challenge with Child Contact for eliminating the risk of DV and Child Abuse” を報告した。本ワークショップでは、危険を伴うドメスティック・バイオレンスがある事例で、どのように被害者の保護が行われるのか、子どもの面会交流においてどのように安全が図られるのかについて、台湾および英国の状況が報告され、日本における課題を提示して議論を展開した。また、Elizabeth Coe を日本に招聘し、公開シンポジウム「子どものための面会交流支援～イギリスから学ぶ～」を開催し、その内容を翻訳して公表した。本シンポジウムでは、英国の制度展開の概要を研究代表者が報告し、Coe より英国において面会交流支援団体の認証制度がどのように構築されたのかについて教示された。

(2) 面会交流実態調査：量的調査 (Web 調査) の実施

親の離婚を経験した子どもと別居親との面会交流の実態を把握し、離婚後の親子関係に対し、どのように法や社会制度が支援を行えばよいかを検討することを目的として、国立社会保障・人口問題研究所の研究倫理審査委員会より事前に承認を得て Web 調査を実施した (承認番号: IPSS-IBRA#20003)。本研究として実施する Web 調査は、調査準備において、プレ調査として実施することとした。その理由は、法制度の検討に必要な調査をするために、本研究ではできない大規模な調査が必要であり、そのために質問項目や明らかにすべき課題を精査するための調査が必要であると判断したためである。

本調査の対象となったのは、①離婚後に子どもと同居している親 (離婚後 5 年以上経過しており、かつ離婚時に子どもが 15 歳以下であった者) と、②親の離婚を経験した子ども (親の離婚後 5 年以上経過しており、調査時年齢 16 歳以上、かつ、離婚時に 15 歳以下であった者) である。調査は 2020 年 2 月 10 日から同 30 日の期間で、Web 調査の形式にて実施された。raw data の収集蓄積、csv 形式での入力等は株式会社マクロミルに委託して実施した。

調査においては、親向けの Web 調査ページと子ども向けの Web 調査ページを用意し、それぞれにおいて以下のような内容を尋ねた。同居親、別居親、子どもそれぞれのフェイス項目 (性別、生年月日、年齢、最終学歴)、仕事の状況、個人年収 (額面)、別居親の居住地への最も便利な移動方法、およびその方法でかかる移動時間、親が結婚した年、親が離婚した年、親の離婚理由、親の再婚の有無、離婚の方式、離婚時に養育費支払いの約束をしたか、別居親からの養育費の支払いの状況、離婚時の面会交流の約束の有無、実際の面会交流の有無、方法、頻度、面会交流に際してサポートを受けた経験の有無、などである。

結果として、離婚を経験した同居親から 589 (男性=20, 女性 569)、親の離婚を経験した子どもから 56 (男性=16, 女性=40) の回答を得た。親、子どもともに 400 ずつのサンプル数を確保することを目指していたが、子どもについては大幅に下回る結果となった。コロナ禍において実施が 6 月の予定から 10 月に変更となったこと、配布予定だった大学の講義が Web 講義等に切り替わっていたことの問題が起因していると考えられる。本調査結果について、単純集計を中心に、「面会交流の実態に関する社会調査 (プレ調査) 報告書」として公表した。本調査では、本調査対象の属性から、全国的な傾向に比べて高葛藤にある対象者であるように推察されるが、面会交流をしている割合は全国平均に比べても低くはなく、直接会っている親子に関しては、1 ヶ月に 2 回以上会っている割合が交流を行っている人の内の 17% であり、頻繁に交流をしている親子が一定層いることがわかる。面会交流に対する気持ちとして、時間調整や相手に対する葛藤から負担に感じるとする割合は多いが、同時に、面会交流をしてよかったとする割合も多い。負担と感じる理由の 54.9% に、相手に対する恐怖や不安、不信をあげられていることは、安心して安全な面会交流の実現の観点から見逃せない。面会交流をしなかった人は、安全性の問題や相手方の無関心をその理由にあげ、会わせなくてよかったと評価する一方で、会ってあげて欲しかった、あるいは、子どもの意思を尊重したいとする意見が多く見られた。また、サンプルは少ないが、子どもの回答からは、面会交流をして「良かったと思う」87.1% (27 人) の一方で、面会交流が「負担に感じ

る」64.5% (20人)で、その理由が多かったのが(複数回答)、「別居親からいろいろな情報を聞き出される」30.0%、「同居親が嫌がる・心理的に不安定になる」および「別居親を好きになれない」が25.0%であった。

Web調査の中間報告の位置づけとして、ジェンダー法学会学術大会においてワークショップ「社会の実態とジェンダーの視点から面会交流を再考する-初の全国社会調査の試み-」(企画責任者:高田恭子)(2020年, Web開催, 報告者は大阪工業大学において対面実施)を開催した。家族社会学者である神原文子氏, 別居親としての経験があり面会交流支援事業および離婚家族支援を行っている志水久夫氏を迎えた本ワークショップでは, 家族の実態から当事者のニーズや現場の視点から問題点があげられ, 法学領域において欠いている視点や検討することができていない課題について指摘を受けた。面会交流をターゲットに置きつつ, 離婚後の家族支援を法的問題としてどのように捉えるべきかについて議論し, 課題のあぶり出しをすることができた。

(3) 面会交流実態調査: ヒアリング調査の実施

Web調査では, 個別の家族がどのような課題に直面し, 克服したのか, 具体的な実態について明らかにすることはできない。そこで, 量的調査にあわせて, 質的調査を実施することとした。調査は, 別居後5年以上経過している同居親を対象とし, 面会交流の実施の頻度や, 離婚後の葛藤, 時の経過による変化(当事者や子どもの気持ち, 子どもの様子・成長, 環境, 実施状況・内容など), 離婚に対するイメージ, ひとり親支援に必要だと思う社会的支援などを中心にヒアリング調査を実施した。本ヒアリングは, 他の科研費研究との共同で(科研番号19H01432, 科研番号19K01438), 事前に, 関西福祉科学大学の研究倫理審査委員会の審査を受け承認のうえ実施した(承認番号20-44)。11名の同居親(母親)に2時間程度, 2名以上の調査者で実施している。なお, 研究代表者は全てのヒアリングを担当した。

実施結果についての社会学的手法(ライフストーリー法および複線径路・等至性アプローチによる分析を予定)に基づく分析は, 本研究の後継となるプロジェクトに引き継がれているが, 本研究実施期間内における分析では, 離婚時の養育費や面会交流実施についての取決めがあることで, 粛々と(淡々と)面会交流が実施できること, 離婚したことに対する後悔はないものの, 「離婚」に対する世間一般のイメージの悪さから, 「これでよかったのか」, 「私が間違っていたのでは」と悩み, 離婚したことを周囲に公表しづらい実態があること, 「離婚」というものに対するスティグマや重い責任感を当事者が感じていること, 当事者支援に地域的差があり, 特に離婚後, 移動した際の支援が手薄になりがちであること, 適切な時期に必要な情報や支援を提供する必要性があることを確認することができた。

ヒアリング調査分析結果に基づいて, 日本女性学会においてワークショップ「離婚後の親子に課されるジェンダー規範」(企画者:高田恭子)を開催した(2021年, オンライン開催, 報告者は大阪工業大学において対面実施)。本ワークショップでは, 議論の高まりがある親ガイダンスに焦点をあて, 日本の親プログラムの現状分析の報告と, Web調査およびヒアリング調査結果の中間報告を行った。ゲストのしんぐるまざーずふぉーらむ理事の赤石千衣子氏, 臨床心理士の松本健輔氏, 家族社会学者の神原文子氏より, 各分野の支援者としての視点やジェンダーに基づく視座から意見を頂戴し, 本課題研究が目指す子どものための面会交流支援がどのように位置づけられるのか, 親ガイダンスの観点から家族支援のあり方を含めて考察し, 現行制度の課題を提示した。

(4) 総合的考察

本研究における考察を通して, 当事者だけでは別居後の子どもとの交流を継続させることが難しい現状があり, 司法福祉の実現として, 法的解決を当事者支援の制度を組み込んで考えることの重要性を明らかにした(拙稿「面会交流をジェンダーの視点で考える必要性」および「面会交流支援のあり方」『ジェンダー法研究6号』pp.89-95, pp.105-124, 2019; ワorkshop「社会の実態とジェンダーの視点から面会交流を再考する-初の全国社会調査の試み-」ジェンダー法学会(企画:高田恭子), 2020年)。英国との比較法研究からは, 多様な子どもの状況にあわせた法制度整備には, 「離婚」という枠組みにとらわれずに子どもの養育の「場」と血縁親あるいは別居する親との関係を考慮する必要性を明らかにした。多様な親子の状況と当事者のニーズが, 本研究の調査結果からある程度明らかになっている。現在の紛争解決は, その場の高葛藤の当事者にとにかく合意あるいは審判で取り決めを突きつけることしかできていない。調査結果からある程度明らかとなった当事者のニーズやその後の面会交流の実施に, なんら解決を与えていないのである。そのようなことから,

当事者が求めるニーズや将来継続する親子交流に資するように、すなわち、家族構成員全員の福祉を実現することを目的として、あるべき法制度のあり方を模索することが、現代社会における親子法を考えるうえで重要である。特に、本研究で実施した社会調査において家族社会学者と共同研究したことから、法学とは異なった視座を持つことの重要性や、実態を踏まえるとはどういうことなのか多くの気づきがあった。裁判紛争に現れない領域が、紛争を抱えたケースの判決によって受ける影響や（社会学）、制度の狭間で提供されていないケア（児童福祉）、個別のケースに深く関与した場合の当事者のニーズ（臨床心理）など、関係する他の分野の視点で法制度を分析することが有用である。

他分野の研究協力者を含む拡大研究会において、学際的な視点でさまざまな意見が出され、次の課題を提示することができた。

社会学の領域では、個人主義の浸透がある程度進み、個人に選択が迫られ自己責任化することで、家庭生活がリスク化していると指摘されている〔ベックほか『リスク化する日本社会』岩波書店〕。そして、コロナ禍の社会で顕著になったが、個人の生活の質や人が生きる上で必要な機能を提供する「家族」あるいは「親密な関係」が、よりいっそう重要になるという。では、このようなリスクを抱える家族に対して、必要とされる機能を提供できるように、あるいは、当事者をニーズを満たす支援の提供を可能とする法的効果を導き出すものとして、法制度は整備されているのだろうか。夫婦と子どもをいわゆる標準家族と想定して民法が規定され、それに基づいて関連する諸法規が展開しているが、本来的に必要とされる家族の機能と、誰もが直面するリスクへ対応する枠組みとして、法制度は構築されていない。

福祉の領域では、問題を抱えた家族や個人に、必要なレジリエンスやケアが個別に提供されることの必要性が認識され、臨床心理の領域をはじめとして、より個別の事案にフォーカスして福祉の実現が試みられている。たとえば、DV被害者保護においては、被害者として保護の対象とするのに限定せず、協働してレジリエンスを育んだり、加害者プログラムが検討されるなど、当事者の置かれた状況に合わせた配慮が検討されている。

社会で整備すべき家族司法制度は、さまざまなリスク下において福祉（Well-Being）を実現することができる制度へと、そして、法制度がそのような福祉制度に接合し、家族の機能を提供する枠組みとなるように展開されるべきなのではないだろうか。そのような諸視点に立つと、現代社会が求める法とは、リスク社会において個人が救済されるべきセイフティネットを家庭生活レベルにおいて保障するシステムを包摂し、多様な家庭生活やリスク社会において家族の福祉を実現するような新たな法的枠組みであろう。

以上のように、社会のニーズに沿った新たな法のあり方を再考する必要性を本研究にて明らかとなり、本研究を通じた学際的研究ネットワークを用いて、発展研究に繋げることができた（科研番号 22H00795、「別居親子の実態と親子法制度の学際的検証—法制度整備に向けた面会交流の実態分析—」研究代表者：高田恭子）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 高田恭子	4. 巻 65
2. 論文標題 DVを防止する法制度のあり方-英国における法整備の展開から-	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪工業大学紀要	6. 最初と最後の頁 55 - 66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高田恭子	4. 巻 1
2. 論文標題 英国面会交流制度の展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 面会交流支援全国協会調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高田恭子	4. 巻 6
2. 論文標題 面会交流をジェンダーの視点で考える必要性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 89-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高田恭子	4. 巻 6
2. 論文標題 面会交流支援のあり方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 105-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田恭子・藤間公太	4. 巻 第66巻1号
2. 論文標題 面会交流の実施に関する社会調査（プレ調査）報告書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪工業大学紀要	6. 最初と最後の頁 69-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件／うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Kyoko Takada
2. 発表標題 How to handle with a high conflict case of child contact under Covid-19 requirements: a virtual contact, a temporary child arrangement and special care for the child
3. 学会等名 ISFL Online World Conference, International Society of Family Law, Argentina (Online (国際学会))
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 藤間公太
2. 発表標題 離婚理由と面会交流の有無との関係－WEB調査結果の概要
3. 学会等名 ジェンダー法学会第18回学術大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Kyoko Takada
2. 発表標題 Global challenge with Child Contact for eliminating the risk of DV and Child Abuse
3. 学会等名 the 4th World Conference of Women ' s Shelters (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高田恭子
2. 発表標題 日本の親プログラムの現状
3. 学会等名 日本女性学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 西野理子・米村千代編，藤間公太（共著者）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 196
3. 書名 「XIV-3 ひとり親家庭」『よくわかる家族社会学』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	藤間 公太 (Toma Kota) (60755916)	国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応用分析研究部・ 第2室長 (82628)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------